新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和２年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進  事業費補助金交付要綱  第１条～第13条（略）  附則  １　この要綱は、令和２年12月23日から施行する。  ２　この要綱は、令和４年５月１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附則  　この要綱は、令和３年３月22日から施行する。  別表第１、第２（略） | 令和２年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進  事業費補助金交付要綱  第１条～第13条（略）  附則  １　この要綱は、令和２年12月23日から施行する。  ２　この要綱は、令和３年５月１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  別表第１、第２（略） |